

平成 20 年 4 月 25 日

### 小型船舶に対する安全確保対策の実施について

プレジャーボートの海難事故発生件数は年間900件前後と依然として海難全体の3割を超える状況が継続するとともに、死者・行方不明者を伴う海難についても全体の約3割をプレジャーボート関連が占めている状況です。また、近年、船舶安全法に基づく船舶検査を適切に受検しない小型船舶が毎年約3~4万隻発生していることが明らかになっています。このような小型船舶を放置すると、船体・機関の整備不良の可能性も高まり海上の人命の安全に重大な支障を及ぼすことが懸念されます。

こうした状況を踏まえ、国土交通省においては、平成19年度に小型船舶に対する安全確保対策を実施しましたが、その結果、一定の未受検船が船舶検査を適切に受ける等対策の効果が現れている状況です。こうした安全確保対策は継続して実施することにより、安全確保の実効が上がるものと考えられること、さらに本年4月1日から小型漁船の救命胴衣着用義務範囲の拡大を行ったことから、本年度も引き続き実施するものです。

なお、小型船舶操縦者の遵守事項についての周知啓蒙を伴うパトロール活動の際にも、合わせてこれらの事項の確認を行うことにより、ソフト・ハード両面から小型船舶の安全確保を推進することとします。

九州運輸局管内においては、マリンレジャー活動が活発となるゴールデンウィークから夏期休暇期間中にかけて、下記のとおり、実施することとします。

#### 記

#### 1. 重点実施期間

平成20年4月26日（土）から同年8月31日（日）まで

#### 2. 実施内容

(1)、(2)に掲げる事項に関する周知啓蒙とパトロール指導及び(3)に掲げる事項に関する周知啓蒙をリーフレットの配付等により実施します。

- (1) 船舶検査受検
- (2) 小型船舶操縦者免許
- (3) 一人乗り小型漁船に対する小型船舶用救命胴衣等の着用義務付け

#### 3. 実施主体

九州運輸局（各運輸支局及び海事事務所を含む）の職員が海上保安部等と連携しつつ実施します。

## 4. キャンペーン活動

重点実施期間の開始に際し、4月28日（月）に以下の要領で、キャンペーン活動を実施する予定です。

時間：午後2時から

場所：福岡マリーナ

（〒811-0322 福岡市東区大岳4丁目2-61、電話 092(603)2268）

方法：小型船舶所有者等に対し、リーフレット等を配布することにより、安全確保について注意を喚起することとしています。

実施者：九州運輸局海上安全環境部 海事技術専門官（検査官）等

（ご関心のある方は、下記お問い合わせ先にご連絡の上、当日、福岡マリーナのクラブハウスにお越し下さい。）

（問い合わせ先）

九州運輸局海上安全環境部船舶安全環境課  
課長 木塚、永利 電話 092-472-3174

# ボートを安全に 利用するために



海の「もしも」は118番

## 船舶の定期検査・中間検査を受けましょう！

定期検査・中間検査を受けないで船舶を運航することは船舶安全法に違反します。

ボートの船舶検査の受検時期の例



ご注意ください

- ・海岸から12海里以遠の海面で操業（航行を含む）する小型漁船は、船舶検査の受検が必要です。
- ・釣りなどのプレジャー目的で使用される小型船舶は、漁船登録をしても船舶検査の受検が必要です。

## ボートの操縦には免許が必要です！

ボートの種類、大きさ及び航行区域に応じた免許を持たずに操縦することは船舶職員及び小型船舶操縦者法に違反します。

免許の種類

一級小型船舶操縦士	小型船舶（プレジャーボートは長さ24メートル未満のもの、旅客船、遊漁船、漁船その他事業で使う小型船舶は20トン未満のもの）を操縦出来ます。
二級小型船舶操縦士	小型船舶で、海岸から5海里（約9キロメートル）までの海域を操縦できます。
二級小型船舶操縦士（湖川小出力限定）	湖や川だけに利用する総トン数が5トン未満、エンジンの出力15キロワット未満の船を操縦できます。
特殊小型船舶操縦士	水上オートバイを操縦するために必要な免許です。湖岸や海岸から2海里（約3.7キロ）までの水域を操縦できます。

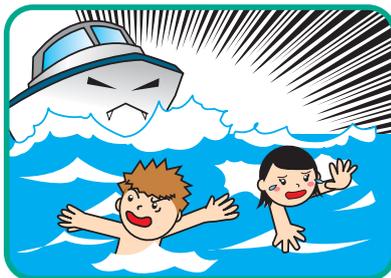
## 遵守事項を守りましょう！

酒酔い等操縦の禁止



酒酔い状態等での操縦は禁止です。

危険操縦の禁止



遊泳者等付近での疾走等は禁止です。

免許者の自己操縦



港内や航路内（水上オートバイは全ての水域）では、免許者が直接操縦しなければなりません。

ライフジャケット等の着用



子供や水上オートバイの乗船者等は、救命胴衣（ライフジャケット）等を着用しなければなりません。（注）

その他の遵守事項

- ★発航前点検の実施
- ★適切な見張りの実施
- ★事故時の人命の救助

遵守事項違反点数

違反の内容	点数
酒酔い等操縦	3点
自己操縦義務	
危険操縦	
救命胴衣等の着用義務	2点

※違反により、他人を死傷させた場合は3点加算

行政処分基準

過去3年以内の処分	過去1年以内の累積点数
ない場合	5点
ある場合	3点

（注）平成20年4月1日より、航行中の小型漁船に1人で乗船して漁ろうに從事する場合、ライフジャケットの着用が義務付けられました。